

真岡市

地域生活支援拠点等整備の概要

真岡市健康福祉部
社会福祉課 障がい福祉係

MOKA CITY

I 真岡市の概況

(1)人口・世帯数（令和6年4月1日現在）

・総人口	76,972人
〔男性	38,957人〕
〔女性	38,015人〕
・世帯数	31,086世帯

(2)障がい者数（令和6年4月1日現在）

・身体障がい者	2,685人
・知的障がい者	930人
・精神障がい者	668人
合計	4,283人



MOKA CITY

(3) 真岡市障害福祉サービス事業所の状況

(令和6年11月1日 現在)



サービスの種類	事業所数	サービスの種類	事業所数
居宅介護	6	就労定着支援	0
重度訪問介護	4	自立生活援助	0
同行援護	0	短期入所	3
行動援護	2	共同生活援助	7
重度障害者等包括支援	0	施設入所支援	1
療養介護	0	児童発達支援センター	1
生活介護	5	児童発達支援	12
自立訓練（機能訓練）	0	放課後等デイサービス	23
自立訓練（生活訓練）	0	保育所等訪問支援	3
就労移行支援	1	指定一般相談支援	0
就労継続支援（A型）	4	指定特定相談支援	6
就労継続支援（B型）	8	指定障害児相談支援	6

MOKA CITY

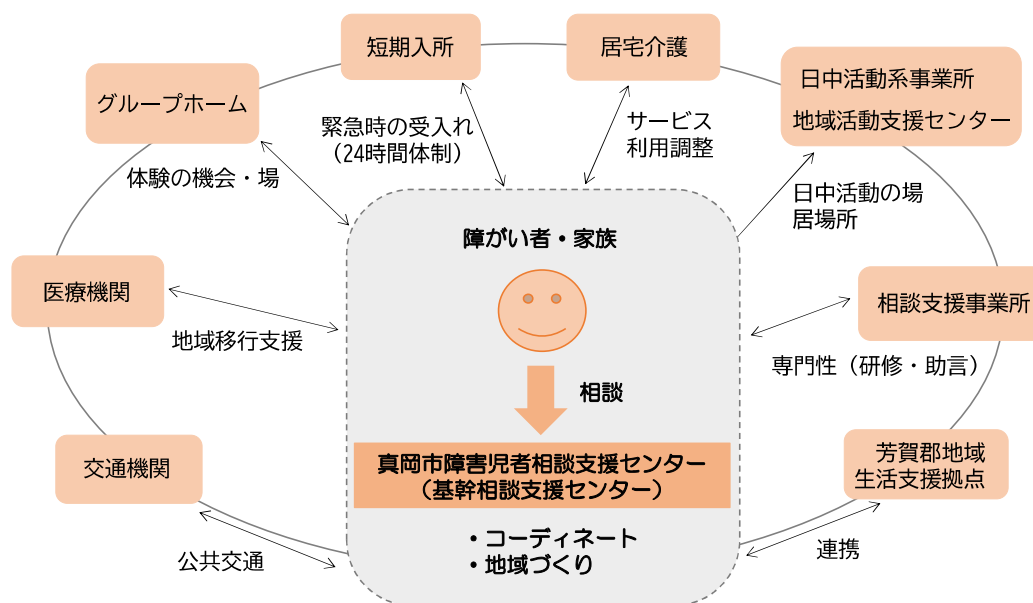
Ⅱ 拠点等体制の概要

(1) 整備時期、整備類型、備えられている機能

- 設置時期 平成30年4月1日
- 整備類型 面的整備型
- 備えている機能
 - ①相談
 - ②緊急時の受け入れ・対応
 - ③体験の機会・場
 - ④人材の確保・養成
 - ⑤地域の体制づくり

MOKA CITY

＜真岡市地域生活支援拠点等体制図＞



MOKA CITY

(2) 相談・コーディネート窓口

○相談《平日日中》

真岡市障害児者相談支援センター

- ・ 4名体制（相談支援専門員4名）
- ・ 障害者やその家族からの相談（委託相談）
- ・ 総合的、専門的な相談にも応じる（基幹相談）

《夜間休日》

真岡ハートヒルズ（バックアップ）

○コーディネート機能

真岡市障害児者相談支援センター

- ・ 地域生活支援拠点整備
- ・ 緊急一時支援（緊急短期入所）の受付、調整
- ・ 病院からの地域移行に関するコーディネート

MOKA CITY

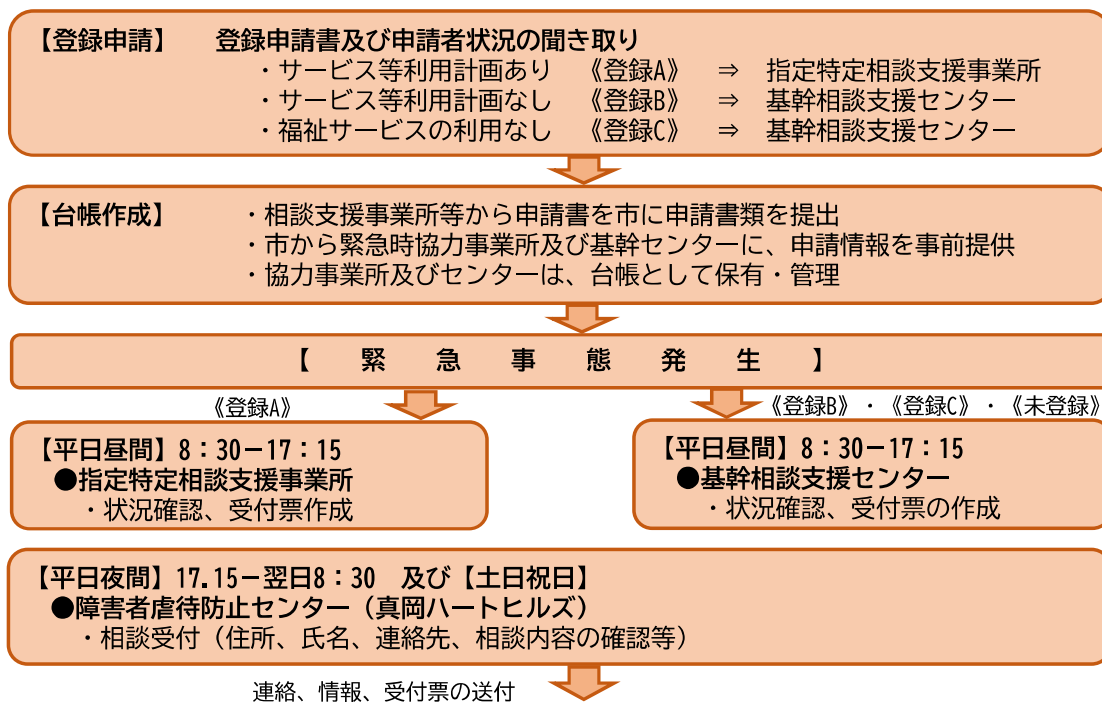
(3)真岡市地域生活支援拠点における「緊急時の定義」

★緊急時とは・・・

障がい者の介護者等が、病気、入院、死亡、その他やむを得ない理由より介護することができなくなったことにより、障がい者が在宅で生活することができず、当日または翌日に支援が必要な場合。

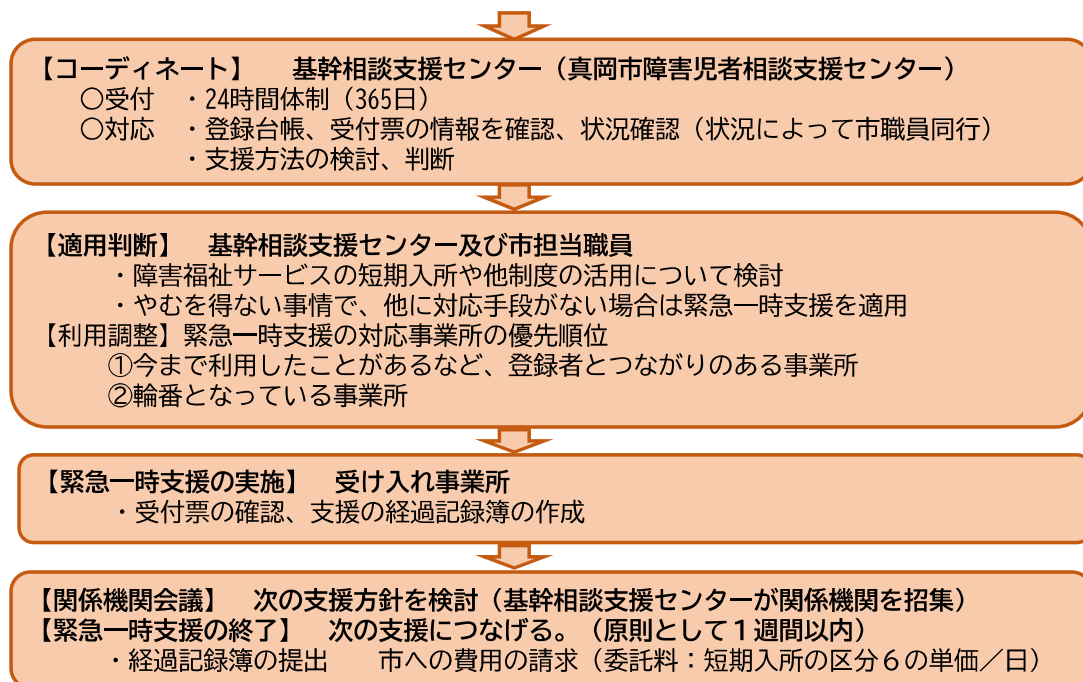
MOKA CITY

緊急時支援のフロー図 ①



MOKA CITY

緊急時支援のフロー図 ②



MOKA CITY

Ⅲ 地域生活支援拠点の設置の経緯

（1）設置に至るまでの経緯

○芳賀地区地域生活支援拠点モデル事業推進会議の設置

（平成30年6月5日）

【目的】 市及び芳賀郡が、それぞれの地域生活支援拠点整備を連携して進めるための協議を行う。

【メンバー】 関係法人の代表 4名 県東健康福祉センター 1名
県協働コーディネーター 1名
真岡市障害児者相談支援センター 3名
芳賀郡障害児者相談支援センター 3名
真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町 5名

【開催実績】 年間7回開催

6/5 7/28 8/29 9/19 10/31 12/26 1/30

※事務局会議 年間9回開催（推進会議の前に1市4町で事前協議を実施）

MOKA CITY

(2)設置に際しての補助金等の活用状況

- ・相談支援センターにコーディネーター1名配置
相談支援体制の強化、緊急時対応等の課題について、市の地域生活支援拠点に必要な機能を整備する。
- ・芳賀地区での連携
芳賀地区は、社会資源が非常に乏しいため、必要に応じ、芳賀郡4町と連携して課題に取り組む。
- ・拠点整備モデル事業推進会議に参加
芳賀郡で開催する事務局会議及び推進会議（月1回程度）に事務局として参加し、芳賀地区全体での整備状況を報告・確認する。

MOKA CITY

(3)重点的に整備を進めた機能

①地域移行支援

- ・退院支援として、県東健康福祉センターと連携。精神科病院に入院中の方の地域移行に向けた支援方法を検討。
- ・指定特定相談支援事業者、障害者就業・生活支援センターとの意見交換会を実施し、事業者へ助言等を行った。
- ・地域生活支援拠点整備事業研修会として「精神疾患を持つ方への支援について」をテーマに、芳賀地区の事業所職員及び支援関係者を対象に研修会を開催。

②相談支援強化

- ・基幹相談支援センターを設置し、相談支援員を2名から4名に増員。

MOKA CITY

(3)重点的に整備を進めた機能

③緊急時受け入れ（1市4町共同実施）

- ・緊急時の受け入れについて、4つの社会福祉法人（飛山の里福祉会・こぶしの会・同愛会・益子のぞみの里福祉会）に事業協力を依頼。先進地視察（栃木市「くらしだいじネット」）も行い、平成30年4月から「緊急一時支援事業（愛称：はが地区あんしんネット）」を開始。

④地域活動支援センターの充実

- ・ほっとCHA（1市4町共同で委託）
- ・真岡市地域活動支援センターさくらんぼ（真岡市単独で委託）



平成30年4月から精神障がい者の受け入れ開始

MOKA CITY

(3)重点的に整備を進めた機能

⑤公共交通の検討

- ・事業所への通所手段についてアンケートを行い、家族による送迎という回答が多かったことから、公共交通を利用しやすくするための検討や、デマンド交通の利用拡大に向けた検討を行った。今後も芳賀地区において1市4町が連携して取り組むべき課題として共通認識を図った。

MOKA CITY

Ⅳ 令和5年度緊急一時支援事業の実績

(1) 緊急一時支援登録者の状況（令和6年3月末現在）

①登録種別		②年代別		③障害種別											
※登録	人数	年代	人数	身体	等級	人数	知的	等級	人数	精神	等級	人数	精神・知的	等級	人数
A	59	～10代	15		1級	4		A1	11		1級	0		1級A1	2
B	0	20代	21		2級	3		A2	10		2級	3		1級A2	1
C	1	30代	8		3級	0		B1	11		3級	0		1級B1	1
合計	60	40代	9		4級	0		B2	2					1級B2	1
		50代	5		5級	0								2級A2	1
		60代～	2		6級	0								2級B2	1
		合計	60												
					合計	7		合計	34		合計	3		合計	10

※登録A：障害福祉サービスを利用し、サービス等利用計画を作成している者
登録B：障害福祉サービスを利用しているが、サービス利用計画等を作成していない者
登録C：障害福祉サービスを利用していない者

MOKA CITY

Ⅳ 令和5年度緊急一時支援事業の実績

(1) 緊急一時支援登録者の状況（令和6年3月末現在）

④短期入所登録の有無		⑤医療的ケアの有無		⑥利用相談件数	
短期入所	人数	医療的ケア	人数	年度	件数
あり	42	あり	2	R5	1
なし	18	なし	58	R4	0
合計	60	合計	60	R3	2
				R2	3
				R1	0
				合計	6

MOKA CITY

(2)関係者との連携及び研修・検討会の実施状況

・検討会

芳賀地区自立支援協議会の専門部会のうちの1つである「あんしんネット部会」において、緊急一時支援に関する調査・連携・支援体制等の協議を行う。

○令和5年度内容

- ・1市4町及び委託事業者、相談支援センターへそれぞれアンケート調査を実施。その結果をもとに、緊急一時支援事業の問題点について検討を行った。

MOKA CITY

(3)設置から現在に至るまでの取組み結果

【令和2年度】

- ①緊急一時支援未登録者。母の入院や息子による経済的虐待等により6日間利用。その後短期入所を経てグループホーム入居。
- ②緊急一時支援未登録者。父及び兄からの虐待のおそれがあったため7日間利用。その後短期入所を経てグループホーム入居。
- ③緊急一時支援未登録者。兄からの虐待のため6日間利用。その後短期入所を経てグループホーム入居。

【令和3年度】

- ④緊急一時支援未登録者。家族との激しい喧嘩が原因で、本人からの家にいたくないとの申し出により3日間利用。その後短期入所を経てグループホーム入居。
- ⑤緊急一時支援未登録者。母が本人を連れ友人宅で生活、その友人が同居している男性からの性的嫌がらせが原因で5日間利用。その後グループホーム入居。

MOKA CITY

(3)設置から現在に至るまでの取組み結果

【令和5年度】

⑥緊急一時支援登録A。本人が家に火をつけ、ボヤで事なきを得たものの、母の一緒にいたくないとの強い希望から4日間利用。その後自宅に戻る。

- ・これまでの利用実績をみると、本市では虐待案件による利用が多い。
制度の利用によって、行政や関係機関が障がい者本人や家族が抱える問題に介入し、解決に導くことができるとともに、障がい者の権利擁護の推進が図られている。

MOKA CITY

(4)課題及び今後の方針

- 強度行動障害児者、医療的ケア児者の受入れ態勢の検討が必要
- 感染症流行時において、施設内でクラスターが発生した際の部屋の確保
- 宿泊ができない障がい者への対応の検討（自宅への訪問支援等）
- 制度の利用において、1市4町で判断基準等の統一化を図る

MOKA CITY

V 周知パンフレット

いざという時のそなえとして

真岡市障がい者緊急一時支援事業
「はが地区あんしんネット」

④ 「はが地区あんしんネット」って？
障がいのある方の介護をしている方が、急病など何らかの緊急の事態が起きた場合に、福祉事業所で一時的なお預かりをする事業です。（事前の登録が必要です）
365 日対応で最大1週間程度のお預かり、利用料金はかかりません。ただし、食費などの経費については実費負担となります。

※緊急の事態とは、ふだん、障がいのある方の介護をしている方が、急病や入院、家族内で急いで対応しなければならぬやむを得ない事態が起きた時などを指します。前もってわかっている用事やお出かけなどは該当しません。

⑤ 登録するためにはどうすればいい？
事前の登録が必要です。以下のとおりご相談ください。
【障害福祉サービス受給者証をお持ちの方】
⇒ 担当の相談支援専門員（サービス等利用計画を作成している相談員）に「あんしんネットの登録をしたい」と伝えてください。
【障害福祉サービス受給者証を持っていない方】
⇒ 真岡市障害児者相談支援センターに連絡して、「あんしんネットの登録をしたい」と伝えてください。
電話：0285-80-7765 / 場所：真岡市南町 110-1（総合福祉保健センター内）
※そのほかお問合せは【社会福祉障がい福祉係 番0285-83-8129】へ。

⑥ みなさんをお願いしたいこと
「あんしんネット」は、緊急事態発生時の最終的なセーフティーネットとして実施する事業です。障害の特性で本人が入所を拒否する場合や、医療的ケアがある場合などに関しては、初めての事業所でいきなり預かるといことが難しいことが想定されます。
※事業所だけの登録ではなく、万が一に備え、親族から定期的に送迎入所費でうち以外の施設で過ごすこと、家族以外の人に預けることなどの練習が大切です。非定期的対応について、担当の相談支援専門員の方とご相談いただくことをお願いします。

利用する時の流れ（例）※裏面へ

④ 利用のイメージ（具体的な例）
知的障がいの娘さん（35歳）とお母さん（68歳）の2人暮らしの場合

緊急事態発生
お母さんが靴で足を骨折、動けなくなりました！
しばらくは足を固定して生活しなければいけません！
さうだ！あんしんネットを使おう！

連絡
「あんしんネットを利用したい」と連絡をしましょう。
【サービス受給者証のある方】 担当の相談支援専門員
【サービス受給者証のない方】 障がい者相談支援センター
「もしも相談員さん7番所しちゃって動けなくて...
娘をあんしんネットで預けたいんだ」ど...
わかりました！
センターに連絡します！

状況調査および調整
社会福祉協議会と障害児者相談支援センター（および相談支援専門員）が訪問し、状況を確認します。
あんしんネットで対応するか、その他のサービスで対応するかを判断します。

移動
輸送車で決まっている担当事業所へ一緒にいきます。
あんしんネット以外で対応する場合は、移動の方法は一緒に考えます。

利用
最大で1週間を目安に、事業所で過ごします。
その間は事業所のスタッフが毎日の配膳をつけてくれるので、どのように過ごしていただくかがります。
1週間のあいだに、自宅に戻れるか、戻るとしたらサービスの利用は必要か、自宅以外で引き続き過ごす場合はどこで受け入れが可能かなどを調整します。

帰宅もしくは他事業所
1週間後、自宅に戻るか他の事業所へ移ります。

問合せ先：真岡市社会福祉障がい福祉係（☎0285-83-8129）